成年後見制度とは?

●成年後見制度

認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後見人」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度です。

成年後見制度には大きく分けて2つの制度、利用方法があります。

成年後見

①任意後見

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人 (任意後見人)に自分の生活、療養看護 や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

②法定後見

判断能力が低下し、契約等の行為ができなくなるなど本人の生活に支障が出た場合、本人や親族などが家庭裁判所に申立てることによって、利用できる制度です。本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類されます。

補助

けっこう分かるけど …不安…

保佐

難しいことが 分からない

後見

全く分からない

あり

判断能力

なし

	任意後見制度	法定後見制度
対象	老後や将来の設計ができるほど、 判断能力 が十分ある方 が対象となる制度です。	現在、認知症、知的・精神障がいなどにより、 判断能力が十分でない方 が対象となる制度です。
手続き	手続きは、本人が <mark>公証役場</mark> で公正証書を作 成します。	手続きは、申立人(本人や親族、市町村長 など)が <mark>家庭裁判所</mark> に申立てを行います。
後見人	任意後見人候補者は、本人が決めます。 本人の判断能力が低下し、任意後見監督人 が選任されてから任意後見人の仕事が始ま ります。	法定後見人は、家庭裁判所が決定します。 申立人は、法定後見人候補者の希望を出す ことができます。
内容	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、本人が公正証書に定めた内容になります。(※取消権はありません。)	法定後見人は、判断能力の程度によって 「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に 区分され、これに応じて仕事や権限の範囲 も違います。
監督	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任 した 任意後見監督人(弁護士や司法書士な ど) の監督を受けます。	法定後見人は、原則、 家庭裁判所 の監督を 受けます。法定後見人は、定期的に家庭裁 判所に後見業務の内容を報告します。

●成年後見人の仕事

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。

支援内容は大きく分けて2つ、「財産管理」と「身上保護」があります。

①財産管理

本人の預貯金や不動産などを安全に管理し、利用または処分するなど、本人に代わって行います。

【成年後見人ができること】

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理(預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど)
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消しなど

【成年後見人ができないこと】

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使 など

②身上保護

医療・介護・食事・余暇・買物など、さまざまなことに関する選択と 決定を支援(事柄によっては本人の代わりに決定)し、本人がその人 らしく暮らすために必要な手続きを行います。

【成年後見人ができること】

- 日常生活の見守り
- 本人の住居の賃貸借契約の締結・費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、 見守り
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い など

【成年後見人ができないこと】

- 買物・通院同行などの事実行為
- 医療に関する決定及び同意(手術など)
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診、入院や施設への入所、介護、教育、リハビリ等を本人の意思 に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定(居所指定権)
- 本人の死後の事務(葬儀・相続等) など